岐阜県土木関係手数料徴 収条例 \mathcal{O} 部を改正する条例に 0 11 7

岐阜県土木関係手数料徴収 条例 \mathcal{O} 部 を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年九月十八日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県土木関係手数料徴収条例 の一部を改正する条

正する。 岐阜県土木関係手数料徴収条例 (平成二十一年岐阜県条例第三十三号) の一部を次のように改

下げ、 別表第一十 第九号の 八 \mathcal{O} 次に次の三号を加える。 兀 \mathcal{O} 表備考中第十三号を第十六号とし、 第十号から第十二号までを三号ず 0

申 場合におい から前号まで 料の額は、 二の項における建築物について、法第二十九条第三項 請建築物又は他の建築物」とする。 て、 認定を行う計画に係る一の建築物ごとに算出した額を合計した額とする。 の規定中 区分の欄中「申請戸数」とあるのは 「申請に係る建築物」とあるのは 「一の建築物の申請戸数」と、 の規定の適用を受ける場合の手数 「法第二十九条第三項に規定する

数料の る建築物」とあるのは 三の項に とあるの ごとに算出した額を合計した額とする。 額 は おける建築物について、 変更の認定を行う計画に係る一 _ \mathcal{O} 建築物の申請戸数」 「法第二十九条第三項に規定する申請建築物又は 法第二十九条第三項 ٤, 第七号から第九号までの規定中 の建築物 この場合におい (変更が行われな の規定の適用を受ける場合 て、 区分の 他の建築物」 中 建築物を除 「申請 申 に係 の手

認定を行う計画に新たに追加される建築物であるときにおける三の項の規定の適用に て、 ては、同項区分の欄に掲げる区分に応じ同項額の欄に掲げる額は、 「変更の認定を行う計画に新たに追加される建築物」 前号の 前号中 項 公分の 規定により一の建築物ごとに算出する場合であって、当該一 「法第二十九条第三項に規定する申請建築物又は他の建築物」 欄に掲げる区分に応じ同項額の欄に掲げる額とする。 とする。 それぞれ当該区分と同 \mathcal{O} この 建築物が とあるの 場合におい 変更 つい \mathcal{O}

附則

年法律第四号) この条例は、 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元 の施行の日から施行する。

提案説明

申請手数料の額の算定方法を定めるため、 り省エネ性能を向上させる場合における性能向上計画認定申請手数料及び性能向上計画変更認定 建築物のエネル ギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、 この条例を定めようとする。 複数の建築物の連携によ